

# 公益社団法人日本皮膚科学会 定款施行細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本皮膚科学会定款（以下「定款」という。）第57条の規定に基づき、実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 支部

(支部の組織等)

第2条 定款第3条第1項に定める支部の組織等については次のとおりとする。

- (1) 各支部は支部長1名、副支部長1名を置く。
- (2) 支部長及び副支部長は各支部の推薦に従い、理事会において承認する。
- (3) 各支部内の組織、業務内容等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）及び定款等の規定・趣旨に沿い、支部において定める。
- (4) 各支部長は、必要あるときは理事会の承認を受けて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(支部の構成)

第3条 公益社団法人日本皮膚科学会（以下「本会」という。）に置く4支部の名称は次のとおりとする。

- (1) 東部支部
- (2) 東京支部
- (3) 中部支部
- (4) 西部支部

2 各支部の所属地域は次のとおりとする。

- (1) 東部支部 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県、新潟県、長野県
- (2) 東京支部 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- (3) 中部支部 富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
- (4) 西部支部 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(正会員の所属)

第4条 正会員の支部の所属は、その主たる職場または住居の在る都道府県により、前条に定める地域によって所属するものとする。

2 主たる職場または住居がそれぞれ異なる支部に在るときは、正会員はそのいずれかを選ぶことができる。

(支部の委員会)

第5条 支部は業務を執行するために、地方連絡委員会及び必要な委員会を置くことができる。

2 地方連絡委員会は次条に定めるとおりとする。

3 前項の委員会以外の委員会の詳細は支部において別に定める。

(地方連絡委員会)

第6条 地方連絡委員会は本会の事業を円滑に遂行するため、各会員、自治体及び諸団体との連絡、連携、調整等を行うことを目的とする。

2 委員会の構成は委員長1名、委員20名以内とし、必要に応じて副委員長1名を置くことができる。また、委員長は支部長とする。

3 委員会の運営についての詳細は別に定める。

### 第3章 委員会及び委員

(委員会)

第7条 理事会は、会務の執行を円滑ならしめるために、以下の委員会を設置する。

- (1) 将来計画検討委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 名誉会員・功労会員推薦委員会
- (4) 会則検討委員会
- (5) 学会賞等選考委員会
- (6) 国際関係委員会
- (7) 学術委員会
- (8) ガイドライン委員会
- (9) 雑誌委員会
- (10) 医療問題検討委員会
- (11) 医療戦略委員会
- (12) 専門医制度委員会
  - (12)-1 研修プログラム委員会
  - (12)-2 専門医資格認定委員会
  - (12)-3 専門医試験委員会
- (13) 指導専門医制度委員会

- (14) 広報・渉外委員会
  - (15) 医療安全対策委員会
  - (16) 倫理委員会
    - (16)–1 利益相反委員会
  - (17) キャリア支援委員会
  - (18) 治験委員会
  - (19) 新規医薬品副作用モニター委員会
- 2 理事会は前項に定める委員会のほか、必要に応じて委員会を設置することができる。
  - 3 委員会の詳細については、理事会で別に定める。

(委員)

- 第 8 条 各委員会の委員は、前条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 11 号、第 18 号及び第 19 号に規定する委員会を除き、各支部において、これに属する正会員の中から若干名ずつを推薦し、理事会の承認を得て理事長がこれを委嘱する。
- 2 各委員会の委員長は、前項にかかわらず、正会員の中から委員を若干名追加することができる。
  - 3 理事長は、原則として理事の中から各委員会の委員長 1 名及び必要あるときは副委員長 1 名を委嘱する。  
ただし、理事長が特に必要と認めたときは、理事以外の者から委員長及び副委員長を委嘱することができる。
  - 4 理事会は、必要に応じ、前項の規定により委嘱を受けた理事以外の委員長の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
  - 5 各委員会の委員の任期は、定款第 34 条の規定を準用する。この場合において、同条中「理事」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
  - 6 各委員会のうち倫理委員会の委員等については、前各項の規定にかかわらず、別に定める倫理委員会規程による。

#### 第 4 章 名誉会員、功労会員の推薦

(名誉会員の資格等)

- 第 9 条 本会の名誉会員に推薦される者は、次の各号の 1 に該当する者とする。
- (1) 年齢満 70 歳以上で、30 年以上継続して本会の正会員であり、かつ、学術上の功績が顕著で、本会の発展に寄与するところ大なる者
  - (2) 外国国籍を有し、本会に対し特に功労があった者または学術上の功績が顕著な者
- 2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。
  - 3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
  - 4 本条第 1 項第 1 号による名誉会員は、正会員の資格を失うことがない。
  - 5 本条第 1 項第 2 号による名誉会員は、法人法に規定された社員ではない。

(功労会員の資格等)

第 10 条 本会の功労会員に推薦される者は、年齢満 70 歳以上で、30 年以上継続して本会の正会員であり、本会に対して功労のあった者とする。

- 2 功労会員に推薦された者は、本人の承諾をもって功労会員となる。
- 3 功労会員は、満 75 歳に達した翌年度より会費を納めることを要しない。
- 4 功労会員は正会員の資格を失うことがない。

(名誉会員・功労会員推薦委員会の任務)

第 11 条 名誉会員・功労会員推薦委員会は、本会の定時社員総会に先だって、名誉会員・功労会員被推薦資格者の有無及び海外該当者の功績などを調査して名誉会員・功労会員被推薦者を決定し、被推薦者の名簿及び調査資料を理事会に提出する。

- 2 前項の被推薦者の決定は、委員会出席者の全員一致の決定を必要とする。

(名誉会員・功労会員推薦委員会の構成)

第 12 条 名誉会員・功労会員推薦委員会の委員は、各支部ごとに理事、支部長、副支部長の 3 名計 12 名とし、理事長がこれを委嘱する。

- 2 本委員会の委員長は、担当理事とする。

(名誉会員・功労会員の推薦)

第 13 条 名誉会員、功労会員の推薦は、理事会の議を経て、社員総会の議決をもって行われる。

## 第 5 章 議決権の代理行使の勧誘

(委任状の勧誘)

第 14 条 定款第 27 条第 1 項の書面による意思表示及び表決の委任を勧誘しようとするときは、あらかじめ議題および議案に関する参考書類を社員総会の招集通知もしくは機関誌に記載した上、それぞれの議案に対する賛否が表示できるように作成した委任状を代議員に送付しなければならない。

## 第 6 章 学術大会

(学術大会会頭)

第 15 条 本会には、学術大会ごとに学術大会会頭(以下「会頭」という。)1 名を置き、第 16 条から第 19 条に定めるところにより学術大会を実施する。

(会頭の選任)

第 16 条 本会学術委員会は、正会員の中から会頭候補者若干名を理事会に推薦し、理事会はこれに基づいて会頭候補者名簿を作成し、社員総会に提出する。

- 2 社員総会は、前項の会頭候補者名簿に記載された者の中から、会頭 1 名を選任する。
- 3 会頭に事故あるときは、理事会がその代行者を定める。

(会頭の職務)

第 17 条 会頭は学術大会を主催し、その運営を統括する。

- 2 会頭は、必要あるときは理事会に出席して意見を述べることができる。

(学術大会運営機関)

第 18 条 会頭は、その主催する学術大会運営のため、必要により次の各号の機関を置くことができる。

- (1) 学術大会実行委員会
- (2) 事務局長
- (3) その他必要な委員会等

- 2 前項の委員及び事務局長は、会頭が委嘱する。

- 3 学術大会のプログラムは、会頭が作成する。

(学術大会運営機関の任務)

第 19 条 学術大会実行委員会は、学術大会運営の実務に当たる。

- 2 事務局長は会頭を補佐して学術大会の事務を処理する。
- 3 その他必要な委員会等は、その設置の目的に対応する任務を行う。

(支部学術大会)

第 20 条 支部学術大会の詳細については、支部において別に定める。

## 第 7 章 その他

(定款施行細則の変更)

第 21 条 この細則は、理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 16 日から施行する。